

平成二十七年年度 定期会員総会 議事録

開始：平成27年9月4日 午後3時30分 (京都大学 総合人間学部棟)

終了：平成27年9月26日 午後6時15分 (日本基督教団 東淀川教会)

1 議長選出

亀口大会実行委員長が定期総会の開会を宣し、続いて谷奥第21期運営委員長が議長立候補者を募った。實川幹朗会員が立候補し、第21期運営委員会は手林佳正会員を推薦した。

投票に先立ち、實川候補者が有権者数の確認を求めたところ、亀口大会実行委員長と第二十一期運営委員の数人が動き、会員から委任状の提出を求めたうえ、会員名簿に対照する作業を始めた。實川候補者は、前例のない作業で時間も切迫していると中止を求めたが、作業は続いた。すべての委任状を有効と確認したのち、投票に移った。

有権者数： 出席者（委任状）：53（41） = 計94票

實川、手林両者が協同で議長を務めるとの提案があり、これをふくめ三択の挙手投票となった。

結果：

両者共同 23票

實川幹朗 66票

手林佳正 4票

* 實川候補者が過半数を得て議長に就任、公約に基づき金田恆孝会員を副議長に指名し、議長団を構成した。(ここまでに一時間十五分ほどを要した。)

2 議事

2.0 審議に先立ち、議長より記名投票とする提案を行なった。

これには反対意見が多く、投票法そのものを採決で決することとなった。

なお、議事全般を通じ議長は採決に加わらず、賛否同数の場合に議長が決することで合意した。

・有権者：出席者52 + 委任状40 = 92票 (過半数は47票)

結果：

「原則を無記名とし、第4議案のみ記名投票とする」案を、賛成多数で承認
(採決方法をめぐる多くの異なる意見の発言が続き、また不規則発言も多く、決定までに数十分を要した。)

2.1 第1号議案；第21期運営委員会活動報告

3)の②のうち「放置されたままの投稿論文の査読を急ぎよ実行し」(議案書3頁)を削除する提案があり、賛成63票で修正可決した。

2.2 時間が不足する見通しなので第5号議案(第22期運営委員選任)を先議するとの提案を、56票の賛成で承認した。第2、3、4号議案を飛ばし、直ちに運営委員選挙を行なうこととなった。

*時間の切迫を受け、谷奥第21期運営委員長の示唆により、議長は翌5日の昼休みを用いて議事を続行する提案を行なった。しかし、亀口大会委員長が拒否したため、提案を取り下げた。

2.3 第5号議案；第22期運営委員選任

運営委員選挙に先立ち、佐藤和喜雄選挙管理委員が選挙管理委員の増員を提案し、宮本昌子会員を推薦した。また、戸田游晏会員が選挙管理委員に立候補した。いずれも賛成多数で承認され、宮本会員と戸田会員が選挙管理委員に加わった。

實川幹朗会員、中川聡会員、金田恆孝会員の3名が追加の立候補を表明し、賛成多数で立候補を承認された。候補者は総計12名となった。

投票用紙の選定に時間を取られ、また所信表明の不十分を理由に投票をすべきでないとの意見が複数出たため賛否を問うなどするなか、開場使用終了刻限の間際に投票が始まった。

しかし、複数の第21期運営委員から棄権の宣言が出ると、佐藤選挙管理委員が「物理的に無理なので、投票は無効」と述べ、これを以て時間切れとなった。

総会は、第5議案の途中での中断となった。

議長団は総会の終了を宣しておらず、また議長は審議の途中で、谷奥第21期運営委員長と協議の上、翌日の議事続行を提案(亀口大会委員長の反対により取り下げ)するなど、総会が未終了との認識を明示していた。

=====

会則第17条第3項により定期総会を主催する議長団は、平成27年9月4日に中断した定期総会を再開し、全議案の審議を終えた。定期総会は中断したもので、新たな臨時総会の開催ではない。このため会則の定める議事の予告期間には縛られず、すみやかに同一ないし至近の会場にて再開すべきことを議長が判断し、大会準備委員長に会場の確保を要請したが回答はなかった。このため議長団の側で、この条件に適合し費用の適正な場所を探したところ、金田副議長が勤務先の建物の無償提供を申し出たので、会場をそこに設定した。

以下に、定期総会再開後の議事を記録する。

日時：平成27年9月26日 13時30分～18時15分

場所：日本基督教団 東淀川教会

出席者：16名（中途参加含む、議長を含む）

議長団：議長：實川幹朗 副議長・書記兼任：金田恆孝

實川議長が、第51回日本臨床心理学会定期会員総会の再開を宣言した。

総会開会時 出席者（委任状）：14（14）（議長を除く）議決権：計26票

《第5号議案 第22期運営委員選任》

・戸田選挙管理委員より、去る9月4日に会場の都合で中断した役員選挙の投票を再開継続するとの趣旨説明があった。

続いて實川議長が、会員の自主的に送付した信任投票用紙および議決権行使書の取り扱いについて、3通りの方法を示し採決に付した。

採決結果：

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1) 出席者の投票と同等に扱う | 0 |
| 2) 参考とし、記録に残し公表する | 13（13）計26 |
| 3) 無効とし、記録に残さない | 0 |

郵送等による信任投票用紙22通※の取り扱いについては、有効投票数には含めないが、得票数を記録として公表する。

(※この他、9月23日着信、総会終了後データ取り出しが可能となった票が2通ある。)

- ・総会議場にて立候補を表明した中川聡、實川幹朗、金田恆孝の三候補が所信を述べた。
- ・戸田選挙管理委員が委任者および代理人分の投票用紙を配布し、投票に移った。
(開票作業は総会出席者全員を立会人とし、立会人が目視できる会場の前方にて行ない、一票ごとに記載内容を読み上げた。)

投票結果：

亀口公一	3
栗原毅	3
鈴木宗夫	1
高島眞澄	1
谷奥克己	5
丹澤和美	1
藤本豊	1
山本勝美	0
渡辺三知雄	20
中川聡	26
實川幹朗	26
金田恆孝	26

渡辺三知雄、中川聡、實川幹朗、金田恆孝の各氏が、議決権者総数の2分の1以上の得票により、第22期運営委員に選任された。

【第22期運営委員】

金田恆孝	信任26票
實川幹朗	信任26票
中川聡	信任26票
渡辺三知雄	信任20票

※委任状を含む投票総数は26票（議長とその委任状票を含まず。）

参考）郵送等による投票結果（総数22（+事後確認の票2）通）

亀口公一	4
栗原毅	0
鈴木宗夫	0
高島眞澄	0
谷奥克己	5
丹澤和美	0
藤本豊	0
山本勝美	0
渡辺三知雄	18
中川聡	22（+2）
實川幹朗	22（+2）
金田恆孝	22（+2）

・監事の選出

梅屋隆会員、戸田游晏会員が推薦を受け、賛成多数により第22期監事に選任された。

《第1号議案；第21期運営委員会活動報告》(続き)

活動報告修正案(20期運営委員有志提出)：

1. 前運営委からの継続課題について

3) 運営委の課題の取り組み状況

⑤(議案書：正しくは④)本学会ホームページの整理・拡充(議案書5頁)

の記述の修正(文章の付加)を求める。

提出資料：戸田游晏会員が21期運営委員会担当者に提出した本年1月7日付質問状[付録として収録]

付加すべき文：

本学会のホームページの運営には更新の遅れ、必要な記事の未掲載などいくつかの問題があり、管理費用の支出に見合う状態ではない。また、管理委託先の選定基準・経過にも不明瞭な点が残る。

採決の結果、採択(全会一致)

《第2号議案：2014年度決算報告案》

決算案については、責任者が総会で会員に説明せねばならない。責任者の総会出席は当然だが、議長は念のため、健康上の理由で執務不能となっている第21期事務局長菅野聖子会員に代わり会計担当となっている藤本豊会員に改めて出席を要請し、止むを得ず欠席する場合には遠隔通信にて説明するよう求めていた。しかし、藤本会員からの返答はなく、当日も欠席であった。

・審議ののち、採決の結果は次のとおりであった。

決議：決算案は承認しない(全会一致)

理由：議案書に会計責任者の署名が無く管理責任主体が不明であるなど、運営体制の不備が多い。ホームページ維持管理費につき戸田会員からの質問状を無視するなど説明を果たしておらず、支出根拠が不明の項目を含むため、無効とせざるを得ない。

付帯決議：第21期運営委員会に対し、以下の各項を求める。(全会一致)

1) 会計業務はだれが、どのように行なったのかについての詳細な説明

2) 運営委員会は会計責任者をどのように選定し、任命したのかの説明

(万一、任命の経緯が不明なら、権限の無い人物による流用の可能性が否めない。)

3) ホームページ維持管理委託先業者の選定に関し、利益相反関係の有無が不明なので、業者の選定が公平かつ適正に行われたことを証する説明

新たに一名出席 出席者(委任状)15(15) (議長を除く)議決権：計28票

《第3号議案：2015年度予算案》

決算案と同様の事情で、提案者の説明が得られなかった。

・審議ののち、採決の結果は次のとおりであった。

決議1＝予算案について：承認しない(全会一致)

理由：予算算定の根拠に不明点が多い。ことに事務管理費費目の大幅な増額の根拠が不明である。

決議2＝本年度の予算について：平成26年度の予算案を暫定予算として執行する。(全会一致)

理由：当面は、学会活動の維持に最低限必要な費目のみを認めるべきなので、すでに承認を受けた前年度予算案に依拠する。

付帯決議：後日、総会にて本予算を決する。（全会一致）

《第4号議案：会員の除名案》

・谷奥克己第21期運営委員長は【戸田游晏会員の除名提案】を提出していたが、決算案、予算案と同じく説明は得られなかった。

議長が除名案の理由説明を読み上げ、戸田会員が弁明を述べ、質疑が行われた。

・動議（中川聡会員より）：戸田游晏会員除名提案の廃案を求める

理由：運営委員会による会員除名の提案は、その時々々の運営委員会の恣意的な横暴を容認する虞のある官僚主義的な方策で、本学会の理念にふさわしくない。会員資格という重大案件の判断を、除名理由書と弁明だけで、議場参加者が行うことは出来ない。可否を問わず廃案がふさわしい。

採決：戸田游晏会員除名提案の廃案について

賛成 0

反対 13 (13) 計 26

保留 1 (1) 計 2

(挙手によったが、投票者の氏名は判明しているため、記名投票である。)

*会員の自主的に提出した議決権行使書による戸田会員除名提案への投票結果を、参考として記録に留める。（議場受付順）

賛成者 無し

反対者 船越信司、河端純也、山本一富、春木忠一、桑澤悦久、畑田悦子、片倉美保、松本裕子、増田さやか、山西春水、栗野敦子、吉田雅規、森本操、森本省吾、舟木徹男、大平歩美、戸田秀明、大西慶明、千葉由夏、近石武夫、桐山和枝、喜田智也、妹尾諭

この他、別の三名の会員を対象とする除名案の提出もあったが、会則改定の提案が可決されたため、いずれも廃案となった。

新たに一名 出席者（委任状） 16 (16) (議長を除く)議決権：計30票

会則改訂案：会則第7条は、平成26年11月15日改訂以前に戻す。[提案者；仲村浩行]

現行；第7条（除名）会員は、次の事項に該当する場合には、一時的ないし永久的な除名となる。

1)会費の2年以上の未納入。

2)本学会に対する重大な名誉毀損または、運営に対する大きな妨害。

運営委員会で審議され、総会で3分の2以上の承認をもって、除名とする。

提案；第7条（退会）2年以上会費を納入しない者は、原則として自然退会となる。

採決結果：可決（全会一致）

理由：会員除名規定は、共生を旨とする本学会趣旨にふさわしくないため。

付帯決議：以下を第4号議案の廃案の理由に付加し、会則7条改訂の理由として付則に記す。

[提案者；田岡誠史]

「除名規定の設置は本会の理念と目的にふさわしくなく、このような除名規定が設置されたことそのものに、当総会は深く憂慮する。」

付帯決議採決：

賛成 14 (14) 計28

反対 1 (1) 計 2

保留 0

上記付帯決議を可決承認した

総会議事の終了を議長が宣言し、第51回定期会員総会は閉会した。

作成者：平成二十七年度定期会員総会

議長 實川 幹朗

議事録署名人：梅屋 隆

金田恆孝

平成27年10月26日

[付録] 議案書記述修正要求議題資料

平成27年1月7日

日本臨床心理学会「公式ウェブサイト」運営責任者殿

日本臨床心理学会事務局会計担当 藤本豊殿

日本臨床心理学会「公式ウェブサイト」の運営に関わる
質問への回答および見積書類・契約書類他の開示請求

日本臨床心理学会会員・第20期運営委員会事務局長

日本臨床心理学会デコンストラクション世話人

戸田游晏

学会公式サイト運営に関わる疑義への回答および見積書類・契約書類他、関連情報の開示を請求いたします。

平成26年度予算額には、同費目名で80,000円が計上されており、維持管理費用として月に均すと6,666円となります。しかし上述の通り、当該公式サイトトップページには依然「暑中見舞い」が掲示され、会員専用ページの「クリニカルサイコロジスト」pdfも2014年8月1日発行の第178号が「最新」となっています。

これらの事実から、いわば学会の顔としてのホームページの「維持管理」が現在果たして適正に遂行されているのか、甚だ疑義を覚えざるを得ません。さらに、当該委託業者選定に至る手続きについても説明が不十分であると考えます。

つきましては全会員に対し、以下各項の質問への応答と情報の開示を求めます。

記

- 1) 外部委託業者の選定に関する以下の各項への説明及び開示をお願いします。
 - 1-1) 相見積を「2社」に依頼したと第二回運営委員会議事録にあります。
それら「2社」を依頼先に選んだ理由ならびに基準をご説明ください。
 - 1-2) 見積依頼の手順・手続きはどのように行われましたか？
 - 1-3) 委託契約の選考ポイントとして、どのような事柄が検討されましたか？
 - 1-4) 「2社」という依頼先の数は、適正でしたか？
 - 1-5) 結果的に「第21期運営委員会体制」に氏名を連ねる数名が関与する「就労継続支援B型」事業所との契約が成立しました。
他1社も同じく就労継続支援或いはそれに準じる組織体だったのですか？
- 2) 当該外部委託支出経費について以下を開示ください。
 - 2-1) 前25年度内HP初期設定費用内訳と年度末までの月当り維持管理経費内訳
 - 2-2) 今26年度予算案に計上されたHP維持管理委託料の内訳明細
- 3) 他見積依頼先の名称と、2社双方の見積書の内容を複写にて開示ください。
- 4) 維持管理委託契約書の内容を複写にて開示ください。
- 5) 利益相反関係(注:金銭に限らない)の有無を明示してください。
結果として「21期運営委員会体制」として公示された名表に氏名を連ねる者が関与する「就労継続支援B型」事業所との契約が決定・成立しました。本学会と、当該HP運営責務者ならびに当該委託業者との間に利益相反関係が生じていないことを証明する資料を開示ください。

以上